

第7章 計画の推進にあたって

1 計画の周知・啓発

本計画を効果的に推進し、基本理念の目指す地域づくりを実現するためには、町、社会福祉協議会の取組みだけでは不十分であり、住民や各種団体、事業者などの主体的な取組みが不可欠です。そのため、本計画の考え方や取組み等についてご理解いただき、共に実践していただけるよう、広報紙、ホームページ等を通じて計画内容を公表するとともに、福祉フォーラム等の開催や地域での会合等の機会も捉えて周知・啓発に努めます。

2 協働による推進体制

(1) 町・社会福祉協議会の連携強化

本計画は、行政の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。そのため、町と社会福祉協議会が車の両輪のように連携を図りながら、本計画の推進役と住民や各種団体、事業者との調整役としての役割を一層強化し、地域福祉を推進していきます。

(2) 関係機関との連携強化

本計画を推進し、支援を必要とする人のニーズに合った施策を展開していくため、地域福祉の担い手である民生児童委員や自治会、福祉施設、医療機関等、様々な関係機関・団体との連携強化を図りながら、地域福祉活動の拡大を図っていきます。

3 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく地域福祉の取組みを効果的かつ継続的に推進していくために、中間年に地域福祉の進捗状況の評価を行い、本計画の推進につながるよう努めます。また、国の福祉施策の動向や地域の状況等を見極めながら、必要な見直しを行っていきます。